

城陽市立学校施設使用許可書

8 城南小第 号

団 体 名

代表者名前

令和8年4月1日付けで申請のあった学校施設の使用については、
城陽市立学校施設使用に関する規則第7条の規定に基づき、許可します。

| | |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 使用施設 | 城陽市立寺田南小学校 体育館 ・ 運動場 |
| 使用日時 | 令和8（2026）年4月1日から令和9（2027）年3月31日まで 毎週【 】曜日 午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分 |
| 使用目的 | |

令和8年（2026年）4月1日

城陽市立寺田南小学校
校長

印

※条件

- （1）体育館内では体育館専用のシューズを使用すること（上・下履の区別）
- （2）体育館内での飲食は避けること
- （3）体育館を使用後はモップをかけ、モップをきれいにしておくこと
- （3）ゴミは持ち帰ること
- （4）グラウンド内への自家用自動車、バイク等の侵入は避けること
- （5）グラウンド使用後は整地をおこなうこと
- （6）民家やフェンスに向かってボールなどを投げたり蹴ったりしないこと
- （7）ドアノブや使用した学校備品は消毒をおこなうこと
- （8）トイレを使用した場合は清掃をおこなうこと
- （9）渡り廊下・スロープ等の清掃をおこなうこと